



人がきらめき だれもが安心・安全に暮らせるまち

ごが

五霞町 広報

2016

10月号

No.814



おやこde五霞町

主な内容

平成27年度 一般会計、特別会計の決算

2~5

第11回五霞ふれあい祭り／行政相談所を開設します

6

ごみの野焼きは法律で禁止されています／
小児・妊産婦[㊦]の所得制限が緩和されました

7

ゆるキャラグランプリ2016

ごがりん

検索



投票してね♪



五霞町イメージキャラクター
「ごがりん」

町のお財布を見てみよう!!



～ 平成27年度決算について ～

家計簿に例えると

1世帯当たりの月額換算（平成28年3月31日現在3,180世帯）で見てみましょう!!

(円)

収入（歳入）			支出（歳出）		
家計簿だと	町だと		家計簿だと	町だと	
給料	町税	57,050	食費	人件費	20,475
パート収入	使用料、分担金等	1,699	医療費	扶助費	14,255
定期預金の解約	繰入金	1,372	ローン返済	公債費	8,712
前月からの繰越	繰越金	10,403	住宅増築工事	普通建設事業費	15,300
親からの援助	地方交付税 国県支出金等	39,723	光熱水費、電話代 日用品の購入費	物件費	14,643
ローン借入	町債	12,395	車検、家の修繕費	維持補修費	861
雑収入	寄附金、財産収入等	1,646	子どもの小遣い、 保険料、税金等	補助費	17,989
			子どもへの仕送り	繰出金	15,797
			貯金	積立金、投資及び 出資金貸付金等	458
合 計		124,288	合 計		108,490



平成27年度
一般会計決算

歳入総額
47億4,282万7千円

前年度比
5億7,098万8千円
(13.7%増)

町民税、固定資産
税の減収があった
ため、前年度より約
6,800万円減

地方創生や中央公
民館耐震化工事等
の補助金があったた
め、前年度より約3
億3,300万円増

ライスセンター建設
負担金、中央公民館
耐震化工事があった
ため、前年度より約
2億1,300万円増

町税	21億7,702万1千円
地方交付税、国県支出金等	15億1,581万9千円
町債	4億7,300万円
繰越金	3億9,699万8千円
使用料、分担金等	6,482万5千円
寄附金、財産収入等	6,281万8千円
繰入金	5,234万6千円

歳出総額
41億3,996万8千円

前年度比
3億6,512万7千円
(9.7%増)

前年度より約2,100
万円増

中央公民館耐震化
工事、町道5号線用
地買収等があったた
め、前年度より約4
億2,100万円増

小学校パソコン入替
によりリース料増加
などから前年度より
約5,000万円増

平成26年度までに実
施した地方債繰上償
還の効果から、前年
度より約1億100万
円減

人件費	7億8,131万9千円
補助費等	6億8,644万6千円
繰出金	6億282万7千円
普通建設事業費	5億8,383万6千円
物件費	5億5,879万4千円
扶助費	5億4,397万8千円
公債費	3億3,243万5千円
維持補修費	3,284万2千円
積立金、投資及び出資金、貸付金等	1,749万1千円

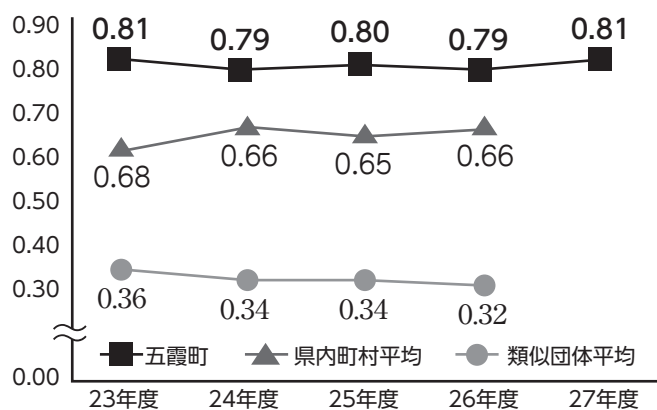


町の財政は 大丈夫？

経常収支比率は上昇していますが、財政力指数は向上し、実質公債費比率・将来負担比率は低下していますので、財政健全化としては良くなっていると言えます。しかし今後、人口減少や高齢化の進行、公共施設等の更新費用により経費が増えていくことが想定されるため、計画的な財政運営を心がけていきます。

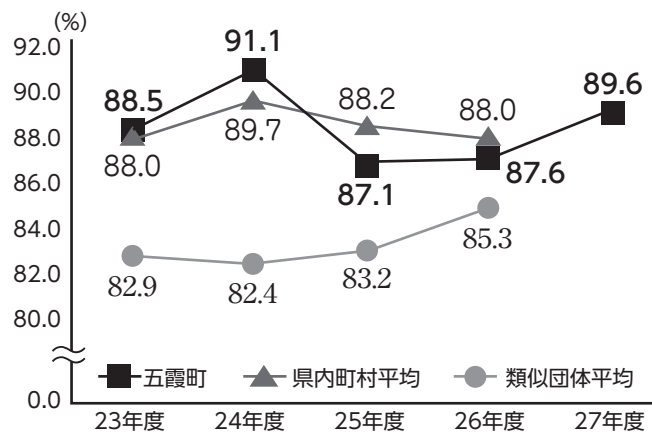
財政力指数（3か年平均）0.81 （前年比0.02%増）

高いほど町が自力で調達できるお金が多い



経常収支比率 89.6% （前年比2.0%増）

高いほど自由に使えるお金が少ない



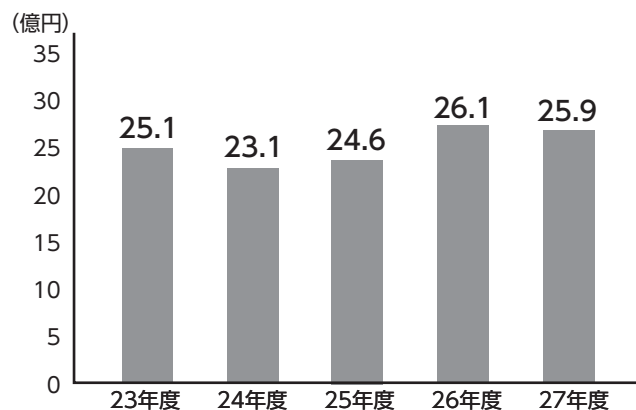
指 標	数 値	前年度比	内 容
実質赤字比率	赤字なし	—	一般会計を中心とした赤字の割合
連結実質赤字比率	赤字なし	—	一般会計のほか、特別会計や企業会計までを含めた全会計の赤字割合
実質公債費比率	11.6%	2.3%減	年間の借金返済額の割合
将来負担比率	27.7%	6.4%減	将来に負担が見込まれる借金の割合



町の貯金は どれくらい？

五霞IC周辺地区土地区画整理組合補助金による取崩しはあったものの、約26億円程度を保っています。

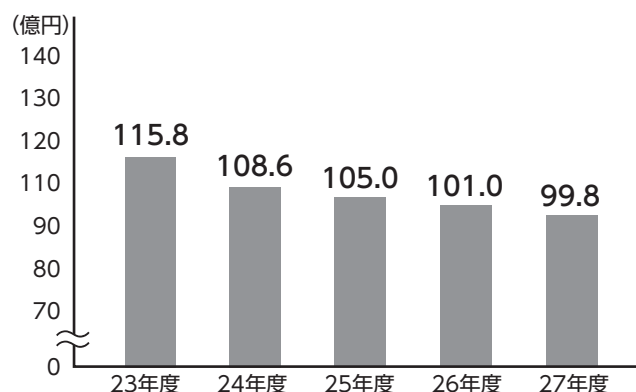
今後、「公共施設等の更新費用」を視野に入れて、計画的な積立が必要です。



町の借金は 残高は？

中央公民館耐震化工事、ライスセンター建設負担金などにより新たな借り入れがありました。

ここ5年は借金の返済に努め減少してきましたが、今後は、「公共施設等の更新費用」により増えることが予想されます。





町の 特別会計等

特別会計の中でも国民健康保険は、共同事業の範囲が拡大されたため歳入歳出ともに前年度より大幅増となりました。

それぞれ特別会計の一般会計からの繰入金は、合計7億461万円（前年度から500万7千円増）となり、ここ数年増加傾向にあります。

	0円	1億円	5億円	10億円	15億円
国民健康保険	歳入 13億2,833万7千円	一般会計からの繰入金1億23万1千円			
	歳出 13億946万円				
後期高齢者医療	歳入 1億6,009万5千円	一般会計からの繰入金1億360万3千円			
	歳出 1億5,983万5千円				
介護保険事業	歳入 6億4,927万5千円	一般会計からの繰入金1億782万3千円			
	歳出 6億2,709万1千円				
公共下水道事業	歳入 4億1,654万1千円	一般会計からの繰入金1億6,606万3千円			
	歳出 4億1,096万8千円				
農業集落排水事業	歳入 1億7,250万6千円	一般会計からの繰入金1億2,560万5千円			
	歳出 1億7,150万6千円				
水道事業 (収益的収支)	歳入 4億8,228万3千円	一般会計からの繰入金1億128万5千円			
	歳出 4億5,203万3千円				
水道事業 (資本的収支)	歳入 9,104万5千円				
	歳出 3億5,045万1千円				



平成27年度 主な事業

第5次五霞町総合計画後期基本計画の初年度として「人がきらめき だれもが安心・安全に暮らせるまち 五霞」を実現すべく、重点プロジェクトの3つのキーワード「関心・共感・愛着」に代表される施策を重点的に展開しながら、様々な事業を実施しました。

第5次五霞町総合計画 後期基本計画

第1章

豊かな自然と安全を育む
＜環境・防災・防犯＞

主な事業 『災害対策事業』 防災倉庫1基新規設置
など 181万5千円



第2章

健やかと安らぎを育む
＜健康・子育て・福祉＞

主な事業 『保育所運営事業』 保育所運営費委託料
など 1億4,396万2千円



第3章

人と文化を育む
＜教育・文化＞

主な事業 『公民館施設管理事業』 中央公民館耐震
化工事など 2億1,777万5千円



第4章

ゆとりとうるおいを育む
＜都市基盤・生活基盤＞

主な事業 『圏央道IC周辺地域整備事業』 土地区画
整理組合への補助金など 5,727万9千円



第5章

豊かさと活力を育む
＜産業＞

主な事業 『農業生産基盤整備事業』 農協ライスセン
ター建設負担金など 2億2,476万4千円



第6章

ともにまちを育む
＜まち・地域づくり、行財政運営＞

主な事業 『まちづくり推進事業』 楽しい地域づくり
講座など 437万1千円



11/6(日)
In中央公民館

第11回 五霞ふれあい祭り

五霞町の秋を彩る食の祭典「五霞ふれあい祭り」が11月6日(日)に開催されます。

五霞ふれあい祭りは、企画を行う実行委員のアイデアやパワーがぎっしり詰まった手作りのイベントで、五霞町で1番大きなイベントです。あなたも五霞ふれあい祭りで「五霞町を元気にする」「いろんな人とのふれあいを大切にする」身近ないいこと(プチボランティア)してみませんか?一緒に来場者を楽しませたい方、お待ちしております!

【1日プチボラ】

11/6(日)午前7時～午後4時

- ・体験ブースなどでお手伝い
 - ・ごかりんや他のゆるキャラのお手伝い
- ※みんなで交代しながらのんびりやります。

みんなで楽しく
プチボラしよう!

ちから仕事はないよ。
おとなも子どもも
みんな一緒に楽しもう!
プチ参加賞もあるよ～!



【半日プチボラ】

11/5(土)午前9時～(約3時間)

- ・前日の準備お手伝い

プチボランティアで楽しく活動したい方は、10月23日(日)までにQRコードからお申込み又はお電話にて①コース名(1日プチボラ・半日プチボラ)、②お名前、③年齢、④連絡先(Eメール、電話番号)をご連絡ください。



○ご連絡・お問い合わせ 五霞ふれあい祭り運営委員会 ☎(84)1111(内線223)
(事務局:政策財務課 政策G 堀山、鈴木)

行政相談所を開設します

毎日の暮らしの中で、分かりづらい道路案内標識、階段に手すりがなく不安など、困っていることはありませんか。このような時は、行政相談委員にご相談ください。町では、細井博さんが行政相談委員として活動しています。

また、合同相談会・町行政相談所を次のとおり開設します。ご相談は、無料・秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。

合同相談

日時 11月2日(水) 午後0時45分～4時15分

※受付は午後1時～4時

場所 下妻公民館 2階大会議室

町行政相談所

日時 10月21日(金) 午後1時～4時

場所 五霞ふれあいセンター相談室

※事前予約はいりません。当日、直接会場にお越しください。

相談時間は1人あたり30分以内でお願いします。

○お問い合わせ

◆総務省茨城行政評価事務所行政相談課 ☎0570-090110

◆総務課 秘書広報G ☎(84)1111(内線214)



行政相談委員
細井 博さん
☎090(3346)3858

ごみの野焼きは

法律で禁止されています

ごみの野外焼却（野焼き）は、例外として認められている場合を除き、法律によって禁止されています。

野焼きによる煙、すす、悪臭は、

ご近所に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因になります。また、特にこれからの時期は、空気が乾燥し、火災を引き起こす危険性もあります。

簡易焼却炉による焼却やドラム缶での焼却、ブロック積み焼却、穴を掘った焼却も野焼き行為とみなされ、処罰の対象になります。

家庭や事業所から出るごみは、正しく分別を行い、決められた方法で適正に処理しましょう。

野焼きの例外

野焼きの例外としては、次の6項目があります。

①構造基準を満たした焼却炉による焼却行為
（県知事の許可を受けている特定小型焼却炉）

②災害の予防や応急対策、復旧のために必要な焼却
（災害時の木くず等の焼却や消防防災訓練による焼却など）

③風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
（どんど焼き、かがり火、たいまつなど）

④教育活動の一環として行われる焼却行為
（キャンプファイヤー、土器の製作に伴う木くずの焼却、飯ごう炊飯による焼却など）

⑤農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却行為
※廃ビニールの焼却は不可

※稲わら等の有効活用に関しては、広報ごか9月号へ掲載されていますので、参考してください。

⑥たき火その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
（落ち葉たき等）
※一般家庭から出る生活ごみは不可

これらの例外にあてはまる野焼きをする場合でも、周辺への生活環境には十分配慮して、ご近所の迷惑にならないようお願いいたします。

○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G
☎(84)3618（直通）

平成27年度
境警察署管内による
野焼き検挙件数
2件



10月1日から小児・妊産婦^{（福）}の所得制限が緩和されました

茨城県医療福祉対策要綱等の改正に伴い、医療福祉費支給制度^{（福）}のうち、小児と妊産婦の所得制限が左表のように緩和され、医療費の助成を受ける対象者が拡大されます。
※新たに対象となる方には、個別に通知しています。

○お問い合わせ 町民税務課 町民G ☎(84)1965（直通）

（現行）

（千円）

扶養親族の数		老人控除対象配偶者または扶養親族数		
		1人	2人	3人
0人	3,930	—	—	—
1人	4,230	4,290	—	—
2人	4,530	4,590	4,650	—
3人	4,830	4,890	4,950	5,010



（改正後）

（千円）

扶養親族の数		老人控除対象配偶者または扶養親族数		
		1人	2人	3人
0人	6,220	—	—	—
1人	6,600	6,660	—	—
2人	6,980	7,040	7,100	—
3人	7,360	7,420	7,480	7,540



浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使ってくださいよう、皆様のご協力をお願いします。

保守点検

■ 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。

■ 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4回行う必要があります。

■ 県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃

■ 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
■ 年に1回以上（全ばつ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります。

■ 市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

■ 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

■ 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月の間に1回行う必要があり、その後は毎年1回行う必要があります。
■ 県指定検査機関である（公

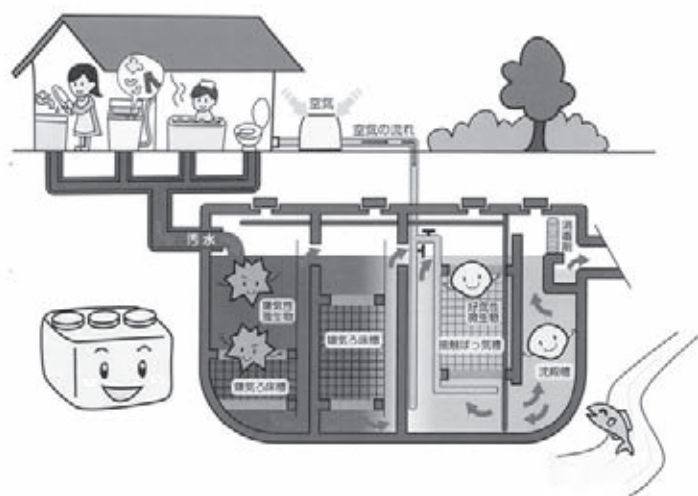
社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。

（☎029（301）4004）

一括契約システム

■ 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。

■ 契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。



〇お問い合わせ

- ・ 茨城県生活環境部環境対策課 ☎029(301)2966
- ・ 役場生活安全課 生活環境G ☎(84)3618（直通）

あなたの飼い犬・猫が近所から好まれるようにしましょう

近年、犬・猫によるふんやいたずらなど様々な苦情が寄せられます。

近所の迷惑にならないように、飼い主のきちんとした管理が必要です。

茨城県では、「あなたの街を犬のふんゼロ・放し飼いゼロにしよう」をテーマに、10月を「飼い主マナー向上推進月間」と位置付けていますので、適正な飼育に関する普及啓発が図れるよう、飼い主の方のご理解ご協力をお願いします。

犬の飼い方とマナー

①ふんはビニール袋に入れて持ち帰りましょう

ペットのふんの後始末は、飼い主の義務です。

ふんの中の寄生虫や病原菌で病気になる危険があります。

環境美化に努め、ふんゼロを目指しましょう。

②ノーリードで散歩しないようにしましょう

ノーリードで散歩すると、飼い犬が道路に飛び出し、交通事故にあつてしまうなど多くの危険があります。

公園内等においても、ノーリードにしないよう心がけましょう。

猫の飼い方とマナー

①飼い猫はできる限り室内で飼いましょ

屋外は、交通事故、感染症、猫どうしのけんかなど多くの危険があります。

また、近所の家でふんをしたり、畑を荒らしたり、車の上に乗ってキズをつけてしまうなど、近所の迷惑にもなりかねません。

②飼い猫には首輪と名札または鑑札を付けましょう

迷い猫の連絡が入った時に、飼い主へ連絡することができま

す。

◎県や町では、迷い猫等の捕獲・駆除は実施していません。

迷い猫等が庭に寄りつかないようにするには、ホームセンターなどで販売している迷い猫等避けグッズの他に、忌避剤や木酢液、コーヒード豆のかす、タマネギの薄切り、赤トウガラシを刻んだものなどを庭にまくと効果があるといわれています。

〇お問い合わせ

- ◆ 生活安全課 生活環境G ☎(84)3618（直通）
- ◆ 茨城県動物指導センター ☎0296(72)1200

「コールみずき(文化協会加盟団体)が全国大会でひまわり賞を受賞しました」

8月27日、28日に青森県青森市において、第39回全日本おかあさんコーラス全国大会(全国から63団体参加)が開催されました。

今回、関東支部代表として、「コールみずき」が2回目となる全国大会へ出場し、見事、優秀賞にあたる「ひまわり賞」を受賞しました。

アカペラで、「はみがきうた」と「まんじゅう」を披露し、息のあったパフォーマンスと生き生きとした歌声で会場を沸かせました。

今後の活躍も期待しています。



「自分でラジオを作って聞いてみよう2016」が開催されました

8月3日、4日の2日間、クラブ・ドリームインザスカイ(代表 関口行雄氏)主催による「自分でラジオを作って聞いてみよう2016」が開催され、3日は西小学校児童8名、4日に東小学校児童8名が参加しました。

両日とも、指導者の説明に沿って、制御基盤にはんだを使って、一から部品を取り付けていきました。初めは緊張した面持ちで慣れないはんだごてを使っていましたが、すぐに慣れ、部品の取り付けもスムーズに行えるようになりました。完成したラジオをうれしそうに聴いているみんなの笑顔が、とても印象的でした。

2日目には町長が訪れ、子ども達から手作りのラジオが贈呈されました。今年で2年目となりますが、物作りの楽しさを学んだ夏休みの楽しい思い出の一日となりました。



東小児童作成風景



西小児童制作風景

まち・体育協会関係大会結果

第36回体協会長杯争奪ナイターソフトボール大会

○期日 7月24日～9月3日

○場所 五霞中学校野球場

○結果

優勝 原宿台Bチーム
準優勝 土与部チーム
第3位 元栗橋新田チーム
山王山チーム



優勝チーム

寄附がありました

7月23日～25日、チャリティーゴルフコンペ(境町中村静雄実行委員長)が行われ、チャリティーとして集まった収益金41,300円を教育振興のために役立てていただきます。と寄附されました。

ご厚志に対し厚くお礼申し上げます。

10月	南児童館	☎ (84) 3456
の行事予定	・ドッジボール大会、避難訓練	4日(火)
	・風船あそび	11日(火)
	・にこにこ広場	14日(金)
	・ハロウィン	17日(月)
	・みんなでクッキング	24日(月)
	・にこにこ広場	28日(金)



10月	西児童館	☎ (84) 2321
の行事予定	・ドッジボール大会	3日(月)
	・ちびっこ広場	7日(金)
	・避難訓練	11日(火)
	・手作りクッキング	13日(木)
	・じゃんけんゲーム	19日(水)
	・ちびっこ広場	21日(金)
	・ハロウィン	31日(月)

しゃぼん玉をとばそう ～南児童館～



8月8日、南児童館において「しゃぼん玉をとばそう」を行いました。夏休み期間中ということもあって、たくさんのお友達が参加しました。しゃぼん玉を飛ばすストローは、何本も束ねてセロテープで止めたり、ストローの先にハサミで切り込みを入れて広げたものなど、吹き口を工夫して作りました。ストローが完成したら今度は、みんなで外に出てしゃぼん玉を飛ばしました。あいにくこの日は、風が強く、吹く方向によっては、自分の顔にしゃぼん玉がかかってしまったお友達もいましたが、たくさんのお友達がしゃぼん玉や大きなしゃぼん玉を、みんなで楽しく飛ばすことができました。

夏祭り ～西児童館～



8月24日、西児童館において「夏祭り」を行いました。ゲームのスタートは、「投げたお楽しみ」で、5つの箱をめがけて、ペットボトルを3回投げます。箱に入ったらチョコなどの景品と交換できて、みんな大喜びです。この後は、「つりつりゲーム」です。2人1組になって、3組で魚などの絵が貼られた10個のペットボトル全部を一番速く釣り上げたチームが勝ちです。難しいながら、工夫を凝らして早く釣ろうと、集中していました。このほか、「ビンゴゲーム」を行った後、自分の好みに折った「紙ひこうき」を飛ばし、飛んだ距離の長さで飛んでいる時間の長さを競い、楽しみました。最後は、参加したみんなで、スイカを食べて、夏休みの終わりの楽しいひとときを過ごしました。

思いやりの心で明るい社会を

五霞・境人権教育研修会が開催されました

8月24日、中央公民館において、五霞・境人権教育研修会が開催されました。当日は、両町教育長をはじめ教職員のみなさんなど186名が参加しました。

講師にノンフィ

クションライターの角岡伸彦先生をお招きし、「部落問題のこれから」と題してご講演をいただきました。

部落問題はあつてはならない問題で、差別する、される関係があります。明治4年に解放令が出され、身分制度が廃止されましたが、世の中は変わらず差別は続いており、大正11年には被差別部落の地位向上と人間の尊厳の確立を目的として水平社が創設されました。また、昭和44年以降、同和対策事業や特別対策事業などが実施され、33年間地域改善等が行われてきました。現在では、インターネットの普及に伴い、情報公開等便利である反面、結婚や引越等で悪用されやすいなど、部落問題の150年の歴史についてお話しされました。



先生は最後に、「人が文化を作る。今、社会では無関心・関わりたくないという人が多いが、いろいろな関係者であつてほしい。差別するのも問題であり、されるのも問題。関係ないと思わない人になつてほしい」と熱く語っていました。講演終了後には、人権啓発映画として「見上げた青い空」の上映を行いました。この作品は、巧妙で残酷ないじめの現実を描いており、いじめる側、いじめられる側の本質について考えさせられる映画でした。研修会を通して、人権問題について正しい理解を深めることができました。

ごかのお知らせ (No.493)

お知らせ

境地区交通安全推進大会が開催されます

(生活安全課)

地域住民に対し交通事故の防止と交通安全に対する意識の高揚を図ることを目的とした境地区交通安全推進大会が境地区交通安全協会主催により次のとおり開催されます。

当日は、『五霞中学校吹奏楽部による演奏』『よさこい五霞愛好会』など様々なアトラクションを行う予定ですので、みなさんも家族そろってご参加ください。

○日時 10月9日(日)

午後1時30分受付開始

○場所 中央公民館 講堂

○お問い合わせ

生活安全課 くらし安心G

☎(84) 3618 (直通)

第67回消防ポンプ操法競技大会 県西地区大会が開催されます

(生活安全課)

消防ポンプ操法大会は、消防団員の強固な消防精神を養成、厳正な規律、確実な団体行動の徹底を図り、火災現場において、迅速かつ的確に消火活動にあたる団員の育成を目的に、消防ポンプ操法の技術を県西地区の市町から10チームが出場して競います。

当町からは、五霞町消防団を代表し、第1分団6名が出場します。第1分団では、5月から大会に向けて訓練に励んでいます。大会当日は、町民のみなさんも家族そろって見学にお出かけください。

○日時 10月16日(日)

午前9時から

○場所

フィットネスパーク・きぬ多目的第2グラウンド駐車場
下妻市二本紀1460・1

○お問い合わせ

生活安全課 くらし安心G
☎(84) 3618 (直通)

インフルエンザ予防接種のお知らせ

(健康福祉課)

【高齢者の方】

○接種期間

10月1日(土)～平成29年1月31日(火)

○対象者

①接種日に65歳以上の人

②接種日に60歳以上65歳未満で心臓や腎臓、呼吸器に重い病気のある方(身体障害者手帳または医師の診断書が必要です)

○接種方法

県内の委託医療機関(茨城県医師会に所属)に予約し接種。

※県外で接種する場合、町との委託契約医療機関であれば同じ公費負担額で助成されます。予診票は保健センターで交付します。

※やむを得ず、町と委託契約をしていない医療機関で接種された方には、支払った接種料金のうち助成金額分を払い戻します。保健センターでお手続きください。

○助成金額(1人1回まで)

2,000円

(接種料金が2,000円に満たない場合はその金額)

○医療機関へ持参するもの

年齢確認できるもの(健康保険証等)

【身体障害者手帳をお持ちの方】

○接種期間

10月1日(土)～平成29年1月31日(火)

○対象者

本町に居住し、身体障害者手帳(1・2・3級)を交付されている方

○接種方法

かかりつけの医療機関等で接種

○助成金額 2,000円

(接種料金が2,000円に満たない場合はその金額)

○助成金申請方法

次のものを持参のうえ、保健センターで申請してください。

・身体障害者手帳

・認印

・医療機関が発行した領収書(レシート不可)

・通帳

○申請期間

10月3日(月)～平成29年2月28日(火)(土、日、祝日を除く)

※詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

○お問い合わせ

保健センター ☎(84) 1910



平成28年度臨時福祉給付金 及び障害・遺族年金受給者 向け給付金の申請について

(健康福祉課)

消費税率引上げによる影響を緩和するため、平成28年度分の住民税が課税されない方へ臨時福祉給付金を支給します。また、「一億総活躍社会」の実現に向け、障害・遺族年金受給者向け給付金を併せて支給します。対象となると思われる方へ、9月上旬に申請書を送付しておりますので、同封した留意事項等をよくご確認いただき、申請期間内に申請してください。

○申請期間

12月20日(火)まで

※申請期限までに申請が行われなかった場合、給付金を支給できませんのでご注意ください。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)00006 (直通)

B型肝炎ワクチンが定期接種となります

(健康福祉課)

今まで任意接種として公費補助対象外となっていたB型肝炎ワクチンが、10月1日から定期接種となります。

このワクチンは、1歳になる前に3回の接種を受ける必要があります。(3回接種することにより十分な抗体となります)

1回目に接種から3回目の接種を受けるまでには、おおよそ半年間かかります。早めにかかりつけ医に相談して接種してください。

※1歳になってしまうと、定期接種対象外となります。

○対象者 平成28年4月1日以降に生まれた0歳児

○公費対象

平成28年10月以降の接種分

○お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910

生活習慣病予防教室を開催します

(健康福祉課)

町では毎年、生活習慣病予防教室を開催し、住民の方に「自分の健康は自分で守る」意識を持つていただきたいと考えています。

今年度、保健センターでは、糖尿病の予防や重症化の予防に重点を置き、保健活動を行っていきます。糖尿病は、生活習慣病の一つであり、生活習慣の見直しで改善されることも多くあります。まず、健診で自分の身体の状態を知り、今後、どんな

ことに気をつけたら、より健康になれるのか、考えるきっかけにしませんか。

○日時・内容

・1日目 11月6日(日)

講話

「糖尿病を予防してがんを認知症も予防しよう!」

筑波大学 医学医療系
准教授 鈴木 浩明先生

午前10時～11時30分
(受付 9時40分から)

・2日目 11月10日(木)
調理実習

午前10時～午後1時
(受付 9時40分から)

※お申し込みが必要です。
※一日のみの参加も可能です。

○場所
・1日目 中央公民館

※五霞ふれあい祭り・文化祭と同時開催です。

・2日目 保健センター

○定員 2日目のみ先着20名

○お申し込み期限
11月4日(金)まで

○お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910

ふれあいハート教室

(健康福祉課)

こころの病を持つ方のためにふれあいハート教室(デイケア)を実施しています。

病院に通院しながら家庭で過ごしている方、レクリエーションやスポーツなどを通じて仲間と楽しい時間を過ごしませんか。関心を持たれた方はお気軽にお問い合わせください。

○日時

10月13日(木)
11月10日(木)
12月1日(木)

午前9時30分～11時

○場所 保健センター

○お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910

就学時健康診断を実施します

(教育委員会)

教育委員会では、平成29年4月から小学校に就学予定のお子さまを対象に、就学時健康診断を実施します。これは、心身ともに健康な小学校生活を送っていただくために必要な健康診断です。対象となるお子さまの保護者には、「就学時の健康診断の実施について」の通知文を送付しましたので、ご確認のうえ、受診してください。裏面の必要事項を記入し、当日お持ちください。

なお、やむを得ない理由で実施日に受診できない方や転居予定の方は、事前に教育委員会学校教育Gまでご連絡ください。

○実施日

東小学校 10月14日(金)
西小学校 10月19日(木)

○時間

【受付】午後1時～1時25分

【開始】午後1時30分

○場所 入学予定小学校

○対象者 平成22年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた方

○お問い合わせ
教育委員会 学校教育G

☎(84)1462 (直通)

行幸湖浮きウキフェスタ

行幸湖(権現堂調節池)で川の再生体験イベントを開催します。

○日時 10月30日(日)

午前10時から

※雨天中止

○場所 権現堂公園

(多目的運動広場)

○内容 カヌー、ドラゴンボート体験、水質浄化用の浮島(いかだ)製作体験(要申込)及び見学ほか

○主催 行幸湖浮きウキフェスタ実行委員会

○お問い合わせ

埼玉県杉戸県土整備事務所調

節池管理所

☎0480(43)2895

FAX 0480(43)4631

道路工事を実施します (都市建設課)

町道の補修工事を次のとおり実施します。工事期間中は通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願い致します。

- ・町道2023号線道路舗装工事
- 工事期間 10月下旬
- 工事箇所 冬木・元栗橋地内
- 施工業者 (株)五霞建設



- ・町道1914号線舗装補修工事
- 工事期間 10月下旬
- 工事箇所 元栗橋地内
- 施工業者 坂間工業所(株)



- ・町道1084号線舗装補修工事
- 工事期間 10月下旬
- 工事箇所 大福田地内
- 施工業者 (株)青木建設



- ・町道8号線道路案内標識工事
- 工事期間 11月下旬
- 工事箇所 幸主地内
- 施工業者 (株)ヤマシン



○お問い合わせ
都市建設課 建設管理G
☎(84)3347 (直通)

屋外広告物の表示には許可が必要です (都市建設課)

まちの中には、様々な種類の「屋外広告物※」があります。これらの屋外広告物を表示するときは、原則として市町村長の許可を受ける必要があります。

まちの良好な景観のために、屋外広告物を表示するときは許可を受けましょう。

※屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことで、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などに掲出されたものなどを含みます。

○主な規制の例

自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する場合（自家広告物）や次の場合は、禁止地域でも表示することができます。

- ・広告物の合計面積が5㎡以下で、許可基準に適合する場合
 - ・広告物の合計面積が100㎡以下（第一種禁止地域にあつては、合計面積が建築物の規模に応じて定められた面積以下で、一の広告物の面積が15㎡以下）で、許可基準に適合し、町長の許可を受けた場合
- 屋外広告物は、種類ごとに許

可期間が定められています

許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要です。許可期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として除却命令の対象になりますのでご注意ください。

○お問い合わせ

都市建設課
五霞IC周辺地区推進室
☎(84)3347 (直通)

一定面積以上の土地取引には届出が必要です (都市建設課)

一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者（譲受人）は、市町村へ届出を行う必要があります。

○届出の必要な面積

市街化区域2,000㎡以上、市街化区域以外の都市計画区域5,000㎡以上、都市計画区域以外の区域10,000㎡以上

○届出の必要な取引

売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡又は設定等

○届出期限

契約締結日から2週間以内
※詳しくは都市建設課までお問い合わせください。

○お問い合わせ

都市建設課
五霞IC周辺地区推進室
☎(84)3347 (直通)

水道メーターの交換

水道メーターの交換工事を行います。

水道メーターは、計量法により定期的に交換することが定められています。交換は、町が指定した水道工事店が行い、作業時には町発行の受託証明書を持参しています。対象となるご家庭には、事前に通知します。

なお、作業時の立会いの必要はありませんが、敷地内への立ち入りが必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

○作業期間

10月11日(火)～21日(金)

○交換費用

無料

○お願い

作業等に支障がありますので、メーターボックスおよび止水栓の上には物を置かないでください。

○お問い合わせ

上下水道課 水道G
☎(84)3000 (直通)

平成28年度第3回農用地の貸付希望の受付をします

(産業課)

茨城県農地中間管理機構では、規模縮小や経営転換等の理由により、農地の貸付を希望される方の申出を受け付けています。

お借りした農地は、公募で募集した担い手の方に対し、茨城県農地中間管理機構が転貸いたします。

農用地の貸借手続きの流れや、公募に応募されている担い手の方につきましては、茨城県農地中間管理機構のホームページ等でご確認ください。

○受付期間

10月3日(月)～10月31日(月)

○届出書配布・受付場所

産業課窓口

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)

農業用プラスチックの回収を実施します

(産業課)

使用済みとなった農業用プラスチック回収を実施します。回収に当たっては次の条件を満たしている方が対象となります。

○条件

・事前申込みをされた方
・農家の皆様(個人)と運搬事業者との間で契約を締結している方

○主な回収対象物

・ハウス等被覆用ビニール
・肥料用空袋
・園芸用マルチフィルム
・水稻育苗箱

※回収物の状態や種類によって回収できないものもあります。

○回収日

○収集場所

五霞ライスセンター 敷地内

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)

相談

生活相談

(総務課)

隣保事業(生活相談員)による生活相談(人権・福祉・教育・就業等)を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

◆ふれあいセンター

◆堀之内集会所

※各相談所の相談日時等については、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター
☎(84)3595 (直通)

消費生活相談窓口

(産業課)

専門の相談員が町民のみなさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守いたします。お気軽にご相談ください。

○日時

10月12日(水)

午前9時～午後4時30分(ただし、正午～午後1時を除く)

○場所

ひばりの里

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)

パパ・ママ教室

(健康福祉課)

元氣な赤ちゃんを産むためには、妊娠中を健康に過ごすことが大切です。町では、お腹の中の赤ちゃんの変化や出産までの経過について、また母乳について「パパ・ママ教室」を開催しています。同じ季節に出産するお母さん同士、お友だち作りの場としてもご利用ください。

○日時・内容

【妊娠中の変化】編

10月19日(水) 午前9時30分～11時30分
・助産師・栄養士による講話
・妊娠中の過ごし方
・妊娠中の栄養

【赤ちゃんが生まれて】編

10月29日(土) 午前9時30分～12時
・おふろの入れ方実習
・ビデオ「赤ちゃん このすばらしき生命」
・母乳相談

○対象者 町内在住の妊婦及びその家族

○お申し込み・お問い合わせ

10月17日(月)までにお申し込みください。(土日は除く)

保健センター ☎(84)1910



茨城県最低賃金が改定されました

平成28年10月1日から茨城県最低賃金が「時間額771円」(昨年度額より24円引上げ)に改定されました。茨城県内の全産業、全労働者に適用されます。

賃金額が茨城県最低賃金を下回る雇用契約は、労使双方の合意であっても、最低賃金法により賃金額については無効とされ、最低賃金額と同額の契約をしたものとみなされます。詳細は、茨城県労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

○お問い合わせ

茨城県労働局労働基準部賃金室
☎029(224)6216

財務省関東財務局水戸財務事務所の相談窓口です！

水戸財務事務所では、地域の皆様からの相談を無料で受け付けています。一人で悩まず、迷わずご相談ください。

○詐欺的な投資勧誘相談(未公開株、社債、ファンド)

○電子マネー詐欺相談(架空請求、サクラサイト)

☎029(221)3195

午前8時30分～12時
午後1時～5時

○多重債務相談(借金、カード、ローンの悩み相談)

☎029(221)3190
午前8時30分～12時
午後1時～4時30分

10月1日から7日は「公正証週間」です

法務省の支援の下、全国一斉に「公正証週間」が実施されます。大切な人に財産を残すには、公正証書で遺言を残しておけば安心です。遺言内容をどうしようか悩んだらご相談ください。ご相談は無料です。

お問い合わせ

下館公証役場
☎0296(24)9460

ダメ！不正軽油

ディーゼル自動車に使用する軽油には、1リットルあたり32・1円の軽油引取税が課税されており、皆さんの生活の向上のために使われています。

ところが、軽油に灯油や重油等を混ぜて「不正軽油」を製造している人、それを販売・購入している人、または灯油や重油等をディーゼル自動車の燃料に使用している人がいます。

不正な軽油を製造・販売・使用する行為は、環境を汚染するとともに脱税行為でもあり、刑事罰の対象となります。

不正軽油を使用している疑いのあるトラックやガソリンスタンドの情報があれば、ご一報ください。

お問い合わせ

茨城県筑西県税事務所
課税第一課 軽油引取税担当
☎0296(24)9192

不正軽油110番
☎0120(241)744

(フリーダイヤル24時間受付)

人工肛門・人工膀胱保有者のためのオストミー講習会及び相談会を開催します

日本オストミー協会では、オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）が社会参加するために、日常生活に必要な訓練及びストーマ・ケア等に関する研修や相談会を実施しています。

生活するうえで困っていることや悩んでいることを相談する場も設けてありますので、お気軽にご参加ください。

日時

11月13日(日)
午前10時～午後2時30分
(午前9時30分受付開始)

場所 古河市福祉の森会館
2階研修室

対象者 オストメイトとその家族、医療関係者等

内容

◆講演会・相談
講師 岩上貴之氏
(皮膚排泄ケア認定看護師)

茨城西南医療センター病院)

◆オストメイト同士の懇談会
◆ストーマ用装具展示・説明

参加費 1,000円(昼食代含む)

お申し込み期限 11月6日(日)まで

お申し込み 日本オストミー協会茨城県支部
西部地区センター総務
鈴木徳男 ☎(76)6511
携帯 090(53399)0398

高速道路への立ち入りを見かけたらご連絡ください

最近、自転車や歩行者そして高齢者などが、高速道路へ立ち入りされる危険事例が多く発生しています。ご注意ください。とともに、発見した場合は、110番通報または道路緊急ダイヤル(☎9910)でお知らせください。

お問い合わせ

東日本高速道路株式会社
関東支社加須管理事務所
☎0480(61)4685

平成28年度自衛隊記念日観閲式実施のお知らせ

10月23日(日)、自衛隊記念日観閲式を陸上自衛隊朝霞訓練場で

実施することに伴い、10月上旬頃から訓練及び予行等を開始するため、航空機の飛行等により大きな音等が生じることがあります。

期間中の航空機の編隊飛行予定等については、陸上自衛隊東部方面隊のホームページでご確認ください。皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

<http://www.mnd.go.jp/gsdf/eae/>

お問い合わせ

陸上自衛隊東部方面総監部総務部地域連絡調整課
☎048(460)1711

個別的労使紛争のあつせんに係る無料相談会

解雇、賃下げなど労働関係のトラブルにお悩みの方、県労働委員会の労働委員が相談に応じます。

第1回

日時 10月1日(土)
午後1時～4時30分

場所 いばらき就職・生活総合支援センター

第2回

日時 10月20日(木)
午後5時～7時

場所 労働委員会事務局
(茨城県庁23階)

第3回

日時 11月10日(木)

午後5時～7時
・場所 労働委員会事務局
(茨城県庁23階)

その他

・事前予約制です。
・第2回、第3回は電話相談にも応じます。

お問い合わせ

茨城県労働委員会事務局
☎029(301)5563

国保・医療・介護

なんでも電話相談室

次のとおり電話相談室を開設しますので、ぜひご利用ください。

日時

10月15日(土)
午前9時30分～午後0時30分

受付電話番号

①029(228)0600
②029(228)0602

お受けする相談内容

医療や介護サービスの利用で困っていること、費用や保険料負担で困っていること、負担軽減策など

相談料

無料
○回答者 ケアマネジャー、ケアスワーカー、医療・福祉団体のスタッフ

お問い合わせ

茨城県社会保険推進協議会
☎029(228)0600

涼しくなっても要注意！食中毒に気を付けましょう

食中毒と聞くと、梅雨時や夏場と想像していませんか？ でも、実は9月、10月も食中毒が多く発生する季節なのです。

なぜ秋に食中毒が多いのか、その理由と予防法についてご紹介します。

なぜ秋に食中毒が多いのか？

農林水産省が発表している食中毒の月別発生件数を見ると、9月と10月は1年の中でも件数が多く、寒い季節の方が、夏よりも食中毒が多いことがわかります。昔は冬には食中毒は少なかったといいますが、暖房が当たり前になり、寒い季節でも暖かな室内では、食中毒の原因となる細菌がどんどん増えてしまうことから、このような傾向になっていったと考えられます。

また、キノコや牡蠣、フグなど毒素が含まれる食材を食べる機会が増えたり、運動会や行楽シーズンで野外で食事をする機会も多いため、秋冬は、食中毒の発生が増えているのです。

秋の食中毒予防にできることは？

基本は、梅雨や夏に気をつける食中毒対策と同じです。秋でも日中は気温が高くなる日もあるため、油断して料理を冷蔵庫に入れず外に出っぱなしにしない、危ないかなと思ったものには火を通す、調理器具や食器はしっかりと洗って、清潔な状態を保つようにしましょう。

また素人判断で、山や海で採れたものを簡単に口にしないようにしましょう。生牡蠣などの2枚貝は、購入時に消費期限をしっかりとチェックして、新鮮なものを購入するように気をつけましょう。今の季節は、夏バテで弱っていた体がまだ完全に元気になっていないため、細菌やウイルスへの抵抗が落ちていることも考えられます。落ちていた免疫力を高めるために、適度な睡眠と運動、ストレス発散を心がけるとよいでしょう。

(健康福祉課 保健師)

学校コーナー

いきいき生涯学習

体験！発見！挑戦！

五霞っ子体験交流教室

(5年生)



五霞東小学校

五霞町では、昭和63年から東・西小学校と千葉県九十九里町の小学校との交流教室を実施しています。今年も交流教室を通して多くの貴重な体験ができました。

山田 弥夢

地引網は、引っ張っても引き戻されるくらいとても重くて大変でした。20メートル以上ある網をみんなで力を合わせて、がんばって引き上げました。網の中には、いろいろな魚が入っていました。私が一番おどろいたのはエイの子どもです。両手を合わせたくらい大きさのエイが網にかかっています。また、クラゲに初めて触りました。思ったよりも固くて、お菓子のグミのようでした。色は透明でとてもきれいでした。

鈴木 伯

楽しかったことの一番は、塩作りです。水をくんで何度も運ぶのは大変でした。塩分濃度が3%までになったのですが結晶にするのは難しかったです。初めての体験でした。2つ目は、海遊びです。みんなで水をかけ合っ

遊びました。海水はとてもしょっぱくて、口の中が変な感じでした。3つめは花火です。同じ宿のみんなとやった花火は最高でした。

増田 楠々

一番心に残っていることは、みんなでライフジャケットを着て海で泳いだことです。最初は、海なんて泳いだことないしおぼれたらどうしよう...西小の友達と楽しく遊べるかな？などの不安をもっていました。でも実際に泳いでみたら、ライフジャケットのおかげでおぼれることもなく、西小の友達ともなかよく遊べました。また、友達や先生と水をかけ合って遊び、海を楽しむことができました。

地引網もとても良い体験になりました。先生から大変だと聞いていましたが、やってみると、想像していた以上に大変でびっくりしました。でもみんなで協力して、魚がたくさんとれました。とれた魚は夕飯のバーベキューで焼いて食べました。普段できない貴重な体験ができました。この経験を今後にいかしていきたいです。



2016年10月

お知らせカレンダー



小児医療輪番制

輪番日…月～土曜日：午後6時～午後11時
日曜日・祝日：午前9時～午後4時

西南 茨城西南医療センター病院(境町) ☎87-8111

日赤 古河赤十字病院(古河市)……………☎23-7111

友愛 友愛記念病院(古河市)……………☎97-3000

※輪番の実施時間外の外来につきましては、つくば市筑波メディカルセンター病院でも小児救急医療に対応しています。

小児輪番病院は、入院治療を必要とする子供の救急医療を行っています。受診される際は、医療機関に必ず事前に電話でご相談ください。

茨城子ども救急電話相談

毎日の夜間…午後6時30分～午前0時30分
休日の昼間…午前9時～午後5時
休日＝日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)

プッシュ回線の固定電話、携帯電話からは、局番なしの**#8000**
その他の電話からは☎029-254-9900

茨城県緊急医療情報コントロールセンター

休日や夜間に救急対応している
小児科医療機関をお探しのとき **年中無休/24時間**

☎029-241-4199

土曜窓口

▶開設日
土曜日(祝日を除く)：午前8時30分～正午
申請・請求できる方

住民票※ 本人及び同一世帯の方

戸籍謄本・抄本※ 本人かその配偶者、直系尊属、直系卑属の方

印鑑証明 印鑑登録証をお持ちの方

※住民票、戸籍謄本・抄本は、委任状をお持ちの方も申請できます。

○お問い合わせ 町民税務課 町民G ☎84-1965(直通)

夜間収納窓口

▶10月の開設日
31日(月)：午後5時15分～7時

町税等 町民税務課(役場)税務G ☎84-1966

介護保険料 健康福祉課(役場)高齢者支援G ☎84-0006

上下水道料金・下水道受益者負担金
上下水道課(川妻浄水場)水道G・下水道G ☎84-3000

10月の納税

▶納期限…10月31日(月)まで

町県民税 3期 町民税務課 税務G ☎84-1966

介護保険料 4期 健康福祉課 高齢者支援G ☎84-0006

国民健康保険税 4期 町民税務課 税務G ☎84-1966

後期高齢者医療保険料 4期 町民税務課 税務G ☎84-1966

東日本大震災義援金について

平成29年3月31日(金)まで受付期間を延長いたします。
引き続き、皆様のご協力をお願いします。お預かりした
義援金は、日本赤十字社茨城支部に送金し、被災者への
生活支援や見舞金に使われます。

♥義援金送金額 1,229,114円 (9月14日 現在)

人口と世帯

9月1日現在 住民基本台帳から
()内は外国人登録で内数

総人口 8,873人 (133人)

前月比 -11人 (+2人)

男 4,473人 (66人)

女 4,400人 (67人)

世帯数 3,180世帯 (67世帯)



町公式ホームページ

1	土		西南
2	日	第25回町民テニス大会(町テニスコート)	西南
3	月	ドッジボール大会(西児童館) 道の駅定休日	可燃ごみ 西南
4	火	ドッジボール大会・避難訓練(南児童館) 成人健康相談(保健センター) 親子ヨガ教室(ふれあいセンター)	缶類 西南
5	水		可燃ごみ 西南
6	木	わくわく元気づくり⑩(保健センター) 農業用プラスチック回収日(五霞ライスセンター)	びん類・ペットボトル 西南
7	金	ちびっこ広場(西児童館)	可燃ごみ 日赤
8	土	第13回町民グラウンドゴルフ大会(ごかみずべ公園)	西南
9	日	境地区交通安全推進大会(中央公民館)	友愛
10	月	体育の日	可燃ごみ 西南
11	火	風船あそび(南児童館) 親子ヨガ教室(ふれあいセンター) 避難訓練(西児童館)	紙類 西南
12	水	3歳児健診(保健センター) 消費生活相談窓口(ひばりの里)	可燃ごみ 西南
13	木	ふれあいハート教室(保健センター) 手作りクッキング(西児童館) わくわく元気づくり⑪(保健センター)	不燃性粗大ごみ 西南
14	金	にこにこ広場(南児童館) すくすく相談(保健センター) 生活困窮者自立相談支援事業巡回相談窓口(五霞町役場)	可燃ごみ 日赤
15	土	ごかりん祭(道の駅ごか) 公共施設等総合管理計画策定に係る「対話の場」(ふれあいセンター)	西南
16	日	ごかりん祭(道の駅ごか) 第67回消防ポンプ操法競技大会県西地区大会(下妻市)	西南
17	月	ハロウィン(南児童館) 道の駅ごか定休日	可燃ごみ 西南
18	火	親子ヨガ教室(ふれあいセンター)	缶類 西南
19	水	パパママ教室①(保健センター) じゃんけんゲーム(西児童館)	可燃ごみ 友愛
20	木	わくわく元気づくり⑫ウォーク大会(保健センター)	びん類・ペットボトル 西南
21	金	行政相談所開設(ふれあいセンター) ちびっこ広場(西児童館)	可燃ごみ 日赤
22	土		西南
23	日		西南
24	月	みんなでクッキング(南児童館)	可燃ごみ 西南
25	火		可燃性粗大ごみ 西南
26	水	3～5か月児健診(保健センター)	可燃ごみ 西南
27	木		不燃ごみ 西南
28	金	にこにこ広場(南児童館) わくわく元気づくり⑬(保健センター)	可燃ごみ 日赤
29	土	パパママ教室②(保健センター) 公共施設等総合管理計画策定に係る「対話の場」(ふれあいセンター)	西南
30	日		友愛
31	月	ハロウィン(西児童館) 町税等夜間収納(各窓口)	可燃ごみ 西南

ご意見・ご要望をお待ちしています。→町長(直通) FAX84-1550

→総務課広報担当 ☎84-1111 (内線214)

10/1
スタート



ごかりん号本格運行へ移行！

～新ダイヤで運行します～

五霞町コミュニティ交通

ごかりん号



ラッピングバスが走行！

五霞町コミュニティ交通「ごかりん号」の本格運行に伴い、ラッピングを施した新車両を導入しました。

ラッピングのデザインは、五霞中学校美術部員にご協力をいただき、「ごかりんの優しさをシャボン玉に乗せて皆に届けたい」という想いのこもったデザインとなっています。ぜひこの機会に、新しくなったごかりん号でお出かけしてみませんか？

路線バス

幸手・五霞線



新車両を導入します！

10月1日から路線バスも新車両を導入しました。定員56名のノンステップバス（超低床式）で乗り降りがしやすく高齢者に優しい車両となっています。

また、現金運賃の他にパスモやSuica等の交通系ICカードもご利用いただけます。その際、1円単位のIC運賃が適用されます。

運行ダイヤについては、今まで通り変わらず運行します。



特典バスチケット ご提供額

1,000バスポイント毎ご提供します。

特典バスチケット
付与額

	特典バスチケット 付与額	お得額
1,000バスポイント到達時	100円	100円
2,000バスポイント到達時	100円	200円
3,000バスポイント到達時	160円	360円
4,000バスポイント到達時	160円	520円
5,000バスポイント到達時	330円	850円
6,000バスポイント到達時	170円	1,020円
7,000バスポイント到達時	180円	1,200円
8,000バスポイント到達時	180円	1,380円
9,000バスポイント到達時	180円	1,560円
10,000バスポイント到達時	180円	1,740円

○お問い合わせ

生活安全課 ぐらし安心G

☎(84)3618 (直通)



豆知識

明日から使える

「バス特」つてご存知ですか？

毎月1日～月末までにICカード（パスモ、Suica）でお支払いいただいた金額に応じて1円＝1ポイントがたまり、合計で1,000円＝1,000ポイントに達する毎に、バス運賃として利用できる「バスチケット」が付与されるサービスです。この「バスチケット」はカードに自動的に記録され、次回バスにご乗車いただいた際、優先的に支払われます。